

お客さま各位

米国O F A C規制に関する留意点について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫ではお客さまよりご依頼を受けました外国為替取引が日本の外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁規制のほか、金融作業部会（Financial Action Task Force*）の勧告あるいは米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control、以下O F A C）が定める規制に該当する取引でないことを確認しております。

* G 7 諸国を含む 3 5 か国、E C、G C C が加盟しているマネー・ローンダリング対策を行う政府間機関

O F A C は、外交政策・国家安全保障のため、米国が指定した国・地域、特定の団体・個人などを経済制裁対象として指定し、取引禁止・資産凍結等の措置を講じており、これらの規制はO F A C 規制と呼ばれています。

O F A C 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人ほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に米国で決済される米ドル建取引が規制の適用を受けるだけでなく、米国外の外国為替取引でも「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となります。

つきましては、お取引がO F A C 規制に抵触しないことを事前にご確認いただいた上で、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。お取引の受付後であってもお客さまよりご依頼いただいたお取引がO F A C 規制に該当する恐れがある場合には、当金庫よりお取引の内容を確認させて頂き、その結果によっては当該お取引の中止または取消等を行うことがございます。お取引内容の確認の際は、当金庫の調査とは別に、米国金融機関等が別途独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、O F A C 規制による理由で資産凍結等の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。また、法規制等で必要となる確認のためのお取引の遅延、中止、取消、凍結等によりお客さまに損害や損失が生じた場合でも、当金庫では責任を負いかねますのであらかじめご承知おきください。

以下のお取引は、O F A C 規制により当金庫でお取扱いができません。

◆以下の①、②のいずれかに該当する米ドル建取引

- ①お取引の当事者^(注1)の所在地・関係国・関係地等^(注2)に、イラン・イスラム共和国（イラン）、スーダン共和国、キューバ共和国、北朝鮮、シリア・アラブ共和国（シリア）、ウクライナのクリミア地域が含まれている場合（ただし、一部例外措置あり）

（注1）お取引の当事者とは、送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナル/埠頭の所有者・運営者（運営会社）等を指します。

（注2）関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。

- ②米国政府より特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織等の関与する取引

◆米ドル建以外であっても、上記①、②のいずれかに該当し、かつ以下に該当するお取引

米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与する取引

なお、上記はあくまでも例示ですので、O F A C 規制の最新情報及び詳細につきましてはO F A C ホームページにてご確認ください。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

以上